



# 復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

令和2年10月30日  
復興庁

## 全国の避難者数

各地方公共団体の協力を得て、東日本大震災による避難者の所在都道府県別・所在施設別の数（令和2年10月12日現在）を把握しましたので、以下の通り公表します。

- ① 全国の避難者数は、約4万3千人
- ② 全国47都道府県、940の市区町村に所在

別紙1：所在都道府県別の避難者数【概要】

別紙2：所在都道府県別の避難者数【一覧】

本件連絡先：復興庁 被災者支援班

栗原・濱田

TEL：03-6328-0271

所在都道府県別の避難者数(令和2年10月12日現在) 【概要】  
 (下段のカッコ書きは、前回(令和2年9月9日現在)からの増減数)

(単位:人、団体数)

所 在 都 道 府 県	施設別			計	(前 回 と の 差)	所 在 市 区 町 村 数	
	A 応急仮設住宅等 及びそれ以外の 賃貸住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等				
北海道	980	437	5	1,422	(－ 25)	59	
東 北	岩手県	236	815	3	1,054	(－ 26)	(※1) 24
	宮城県	22	1,256	8	1,286	( 0)	(※1) 27
	福島県	975	(※2) 6,496	－	7,471	(－ 16)	(※1) 24
	上記三県 以外の県	2,541	2,041	21	4,603	(－ 26)	84
	合 計	3,774	10,608	32	14,414	(－ 68)	159
関 東	9,686	9,824	146	19,656	(－ 54)	339	
東海・北陸	1,291	362	1	1,654	(－ 4)	93	
近 畿	1,200	1,078	1	2,279	(－ 6)	97	
中 国	870	549	3	1,422	( 0)	48	
四 国	95	48	0	143	( 0)	25	
九州・沖縄	1,247	447	1	1,695	( 0)	120	
合 計	19,143 (－ 139)	23,353 (－ 14)	189 (－ 4)	42,685	(－ 157)	940 (－ 1)	

(※1) 当該欄の数値以外に、避難者が所在する市区町村があり得る場合を示している。

(※2) 福島県のB欄には親戚・知人宅のほか、施設・病院、県の借上げでない住宅、社宅等への避難者数が含まれている。

(注1) 自県外への避難者数は、福島県から29,441人、宮城県から3,804人、岩手県から934人となっている。

(注2) 応急仮設住宅等とは、災害救助法に基づき供与される建設型仮設住宅、借上型仮設住宅等であり、それ以外の賃貸住宅等とは、民間賃貸住宅、公営住宅等である。

所在都道府県別の避難者数(令和2年10月12日現在) 【一覽】  
 (下段のカッコ書きは、前回(令和2年9月9日現在)からの増減数)

(単位:人、団体数)

所在 都道府県	施設別			計	所在 市区町村数
	A 応急仮設住宅等及 びそれ以外の賃貸 住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等		
1 北海道	980 (- 18)	437 (- 7)	5 ( 0)	1,422 (- 25)	59 (- 1)
2 青森県	36 ( 0)	209 ( 0)	3 ( 0)	248 ( 0)	16 ( 0)
3 岩手県	236 (- 24)	815 (- 2)	3 ( 0)	1,054 (- 26)	(※1) 24 (- 1)
4 宮城県	22 ( 0)	1,256 ( 0)	8 ( 0)	1,286 ( 0)	(※1) 27 ( 0)
5 秋田県	203 (- 1)	287 (- 1)	0 ( 0)	490 (- 2)	17 ( 0)
6 山形県	871 (- 9)	709 (- 7)	11 ( 0)	1,591 (- 16)	29 ( 0)
7 福島県	975 (- 17)	(※2) 6,496 (+ 1)	—	7,471 (- 16)	(※1) 24 ( 0)
8 茨城県	1,452 (- 8)	1,629 (- 2)	40 (+ 1)	3,121 (- 9)	37 ( 0)
9 栃木県	2,080 (- 3)	763 ( 0)	12 ( 0)	2,855 (- 3)	24 ( 0)
10 群馬県	425 (- 1)	325 ( 0)	5 (+ 1)	755 ( 0)	24 ( 0)
11 埼玉県	1,147 (- 3)	1,792 (- 15)	25 ( 0)	2,964 (- 18)	56 ( 0)
12 千葉県	1,037 (+ 2)	1,380 (+ 1)	23 ( 0)	2,440 (+ 3)	42 ( 0)
13 東京都	2,258 (- 35)	1,531 (+ 17)	27 (- 6)	3,816 (- 24)	51 ( 0)
14 神奈川県	49 ( 0)	1,861 (+ 3)	13 ( 0)	1,923 (+ 3)	24 ( 0)
15 新潟県	1,431 (- 8)	836 ( 0)	7 ( 0)	2,274 (- 8)	22 ( 0)
16 富山県	39 ( 0)	82 ( 0)	0 ( 0)	121 ( 0)	6 ( 0)

所 在 都道府県	施設別			計	所 在 市区町村数
	A 応急仮設住宅等及 びそれ以外の賃貸 住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等		
17 石川県	87 ( 0)	53 ( 0)	1 ( 0)	141 ( 0)	9 ( 0)
18 福井県	160 ( 0)	23 ( 0)	0 ( 0)	183 ( 0)	9 ( 0)
19 山梨県	417 ( 0)	118 ( 0)	0 ( 0)	535 ( 0)	18 ( 0)
20 長野県	469 (- 1)	205 ( 0)	1 ( 0)	675 (- 1)	32 ( 0)
21 岐阜県	123 ( 0)	72 (- 2)	0 ( 0)	195 (- 2)	22 ( 0)
22 静岡県	352 (- 5)	220 ( 0)	0 ( 0)	572 (- 5)	31 ( 0)
23 愛知県	762 (- 2)	90 ( 0)	0 ( 0)	852 (- 2)	41 ( 0)
24 三重県	280 ( 0)	65 ( 0)	0 ( 0)	345 ( 0)	15 ( 0)
25 滋賀県	77 (- 6)	76 (+ 6)	0 ( 0)	153 ( 0)	11 ( 0)
26 京都府	2 ( 0)	348 (- 4)	0 ( 0)	350 (- 4)	14 ( 0)
27 大阪府	399 ( 0)	304 (- 2)	1 ( 0)	704 (- 2)	22 ( 0)
28 兵庫県	466 ( 0)	285 ( 0)	0 ( 0)	751 ( 0)	22 ( 0)
29 奈良県	62 ( 0)	24 ( 0)	0 ( 0)	86 ( 0)	12 ( 0)
30 和歌山県	34 ( 0)	18 ( 0)	0 ( 0)	52 ( 0)	7 ( 0)
31 鳥取県	43 ( 0)	32 ( 0)	0 ( 0)	75 ( 0)	3 ( 0)
32 島根県	45 ( 0)	6 ( 0)	2 ( 0)	53 ( 0)	7 ( 0)
33 岡山県	600 ( 0)	326 ( 0)	0 ( 0)	926 ( 0)	17 ( 0)

所 在 都道府県	施設別			計	所 在 市区町村数
	A 応急仮設住宅等及 びそれ以外の賃貸 住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等		
34 広島県	124 ( 0)	167 ( 0)	1 ( 0)	292 ( 0)	12 ( 0)
35 山口県	58 ( 0)	18 ( 0)	0 ( 0)	76 ( 0)	9 ( 0)
36 徳島県	13 ( 0)	1 ( 0)	0 ( 0)	14 ( 0)	5 ( 0)
37 香川県	39 ( 0)	9 ( 0)	0 ( 0)	48 ( 0)	6 ( 0)
38 愛媛県	34 ( 0)	14 ( 0)	0 ( 0)	48 ( 0)	5 ( 0)
39 高知県	9 ( 0)	24 ( 0)	0 ( 0)	33 ( 0)	9 ( 0)
40 福岡県	439 ( 0)	144 ( 0)	0 ( 0)	583 ( 0)	33 ( 0)
41 佐賀県	78 ( 0)	23 ( 0)	0 ( 0)	101 ( 0)	9 ( 0)
42 長崎県	43 ( 0)	21 ( 0)	0 ( 0)	64 ( 0)	7 ( 0)
43 熊本県	220 ( 0)	47 ( 0)	0 ( 0)	267 ( 0)	14 ( 0)
44 大分県	102 ( 0)	4 ( 0)	1 ( 0)	107 ( 0)	11 ( 0)
45 宮崎県	112 ( 0)	133 ( 0)	0 ( 0)	245 ( 0)	10 ( 0)
46 鹿児島県	61 ( 0)	49 ( 0)	0 ( 0)	110 ( 0)	14 ( 0)
47 沖縄県	192 ( 0)	26 ( 0)	0 ( 0)	218 ( 0)	22 (+ 1)
合 計	19,143 (- 139)	23,353 (- 14)	189 (- 4)	42,685 (- 157)	940 (- 1)

(※1) 当該欄の数値以外に、避難者が所在する市区町村があり得る場合を示している。

(※2) 福島県のB欄には親戚・知人宅のほか、施設・病院、県の借上げでない住宅、社宅等への避難者数が含まれている。

(注1) 自県外への避難者数は、福島県から29,441人、宮城県から3,804人、岩手県から934人となっている。

(注2) 応急仮設住宅等とは、災害救助法に基づき供与される建設型仮設住宅、借上型仮設住宅等であり、それ以外の賃貸住宅等とは、民間賃貸住宅、公営住宅等である。